

SWING BAND TAKETOYO

規約

(名称)

第1条 本バンド(以下本バンドという)の名称は、「Swing Band TAKETOYO」という。

(目的)

第2条 本バンドは、ジャズを中心とした音楽を自ら楽しみながら演奏することにより、多くの人々にその楽しさを伝え、気軽に音楽に触れる機会を提供することを目的とする。

(事業)

第3条 本バンドは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (ア) 定期演奏会
- (イ) 臨時演奏会
- (ウ) 演奏活動向上のための各種講座の実施
- (エ) その他本バンドの目的を達成するために必要な事業

(運営の原則)

第4条 本バンドは、特定の個人・法人及びその他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

(事業年度)

第5条 事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(資産)

第6条 本バンドの資産は会費、寄付金またはその他の収入とする。

(資産の管理)

第7条 本バンドの資産は、バンドマスターが管理し、実務はトリジャラーが行う。

- (ア) 現金は、郵便官署又は確実な銀行に預け入れて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 本バンドの経費は、資産をもって支弁する。

(予算・決算)

第9条 本バンドの収支予算は総会の議決を経て定め、収支決算はオーディターの意見を付して総会に報告し、承認を受けなければならない。

(メンバーの種類と資格および権利・義務)

第10条 本バンドのメンバーの種類と資格及び権利・義務は次のとおりとする。

① 正規メンバー

1. 本バンドの目的に賛同して入会し、積極的かつ協調性を持って演奏または運営等を行う原則中学生以上の個人で役員会にて承認された者。
2. なお、20歳未満で入会を希望する者は、事前に保護者の承諾を要する。
3. 正規メンバーは本バンドについて演奏する権利、総会においての議決する権利、役員として互選される権利を有し、会費を支払う義務を有する。

② 賛助メンバー

1. 本バンドの目的に賛同して入会し、本バンドの発展を助成しようとする個人・法人または団体が役員会にて承認された者。
2. 賛助メンバーは入会時に承認された賛助内容を享受できる権利を有し、会費を支払う義務を有する。

③ サポートメンバー

1. 本バンドの目的に賛同し、その事業の発展を補佐する個人または団体が役員会にて承認された者。
2. 外部より招聘するオーディター・アドバイザー等で直接演奏活動に携わらない者は、サポートメンバーとなる。
3. サポートメンバーは、本バンドの運営をバンドマスターまたはマネージャーの指示のもとサポートする権利を有する。なお会費支払いの義務は発生しない。

(メンバーの入会)

第11条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入の上、事務局まで申し込むこととする。

(ア) 入会申し込みがあった場合は、速やかに役員会を行い、入会承諾の可否を決する。

(会費)

第12条 それぞれのメンバーは、下記に定める会費を別途指示する納入方法に従い納入することとする。

(ア) 会費は下記のとおりとする。

① 正規メンバー 一般 月額 2000 円 学生 500 円

1. 学生の定義とは、原則として「学校教育法」に定める学校のうちの小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に在籍する児童・生徒・学生とする。
2. 学生会費を希望する入会申し込み者は学生証等の学生身分を明らかにできるものを提示すること。

② 賛助メンバー 個人 年額 5,000 円 団体 年額 1000 円 × 当該団体内在籍個人数

1. 団体加入の場合は、団体名簿を提出すること。

③ サポートメンバー 個人団体ともに会費なし

(イ) 正規メンバーまたは賛助メンバーについては必要に応じて臨時会費を徴収する場合がある。

(ウ) 本バンドの経費は、会費、寄付金、その他の収入を以って充てる。

(休会及び退会)

第13条 事情により退会あるいは休会するメンバーは、あらかじめ別に定める退会または休会届をマネージャーに提出し、退会または休会することができる。

(ア) 休会の期間は6カ月以上1年未満を限度とし、期間満了前に継続の意思を表明しない場合は退会扱いとする。

(イ) 休会中の会費は免除することとする。

(ウ) 退会した者は、半年未満の再入会はできないこととする。

(エ) 退会した者が再度入団する場合は、改めて申請を行うこととする。

(オ) 退会、休会した者に既納会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(除名)

第14条 メンバーが次の各号の1に該当するときは、総会において正規メンバーの4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、そのメンバーは正規メンバーに対し、議決の前に弁明の機会を与えられなくてはならない。

① このバンドの名誉を汚し、又信用を失わしめるような行為があったとき。

② 規約又は総会の議決を無視する行為があったとき。

③ 会費納入義務を著しく履行しないとき。

④ 総会又は役員会、全体公式練習会への出席を著しく怠ったとき。

(イ) 除名された者に既納会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(役員の種類・定数および職務)

第15条 本バンドに次の役員をおく。

(ア) バンドマスター 1名

① 本バンドを代表し、活動の基本方針を示し、年間活動計画を策定し、バンド運営を総括する。

(イ) マネージャー 1名

① バンドマスターの指示のもと、本バンドの事務局全般の把握・管理を行う。

② 各役員と連携し、バンド運営を補佐する。

③ バンドマスター不在の場合はその職務を代行する。

(ウ) コンサートマスター 1名

① バンドマスターの指示のもと、アドバイザー等とともに、本バンドの音作りを行う。

② バンドマスター・マネージャー・パートリーダーと連携しバンド運営が円滑に行えるよう補佐する。

(エ) トリジャラー 1名

① マネージャーの指示のもと、本バンドの事務並びに会計業務を遂行する。

(オ) パートリーダー 5名

① リズム・ピアノ・トランペット・トロンボーン・サクスの各パートにパートリーダーを置く。

② コンサートマスターの指示のもと、パートリーダーは自らのパートを管理するとともに、コンサートマスターを補佐する。

- ③ パートリーダーは、必要に応じ自らのパートにサブリーダーを置くことができる。
- ④ サブパートリーダーは役員としての資格を有する
- (カ) オーディター 1名以上2名以下
 - ① 本バンドの運営が規約のとおり遂行されているかを監査する。
 - ② 本バンドの財産の状況を監査する。
 - ③ オーディターは外部より招聘することができる。
- (キ) 必要に応じて本バンドにアドバイザーをおくことができる
 - ① アドバイザーは外部より招聘することができる。

(役員を選任)

第16条 バンドマスターは、総会において正規メンバーの互選により定める。

- (ア) ただし、外部より招聘したオーディター・アドバイザーに限り、サポートメンバーでも役員となることができる。
- (イ) パートリーダーを除く役員を選出は、バンドマスターが指名し総会において任命する。
- (ウ) パートリーダーの選出は、各パート内の互選により定め、総会において任命する。
- (エ) サブパートリーダーはパートリーダーが指名する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、毎年4月1日から翌3月31日まで、再任を妨げない。

- (ア) 期の半ばに選任された役員任期は、選任された日から、3月31日までとする。
- (イ) 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第18条 本バンドの総会は通常総会及び臨時総会とし、役員並びに正規メンバーを持って構成する。

- (ア) 通常総会は、毎年4月に開催する。
 - (イ) 臨時総会は次の各号に該当する場合バンドマスターが招集し開催する。
 - ① バンドマスターが必要と認めるとき。
 - ② 役員会が総会の開催の必要を議決したとき。
 - ③ 正規メンバーの5分の1以上の者から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。
 - (ウ) 総会の議長はバンドマスターがこれにあたる。
 - (エ) 総会は、次の事項について議決する。
 - ① 役員を選任又は解任
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 事業計画及び予算
 - ④ 規約の改廃
 - ⑤ 会費及び臨時会費に関する事
 - ⑥ その他必要と考えられる事。
 - (オ) 総会は、役員を含めた正規メンバー総数の過半数以上の出席により成立する。
-

1. なお、委任状を提出したものはみなし出席として、出席数に含めるものとする。
 - ② 総会の議決は、出席メンバーの過半数以上の賛成で成立する。
 - ③ 出席メンバーの表決権は、平等なものとする。
- (カ) 総会には、賛助メンバーはオブザーブ参加をすることができる。
- ① ただし、賛助メンバーは総会において一切の発言権・議決権は有しない。

(役員会)

第19条 本バンドの役員会は、役員を持って構成する。

- (ア) 役員会の開催方法は、通常役員会またはネット役員会とする。
- ① 通常役員会は、緊急性を要するまたは、議決に至るまで議論を深める必要がある場合に、特定の場所に役員が集まり会議を行うものとする。
 - ② ネット役員会は、緊急性を要せず通達事項等の議論を要しない場合に、インターネットを用いて会議を行うものとする。
- (イ) 役員会の開催は、バンドマスターまたはマネージャーが必要と認めたときに適時適切な方法で開催する。
- (ウ) 役員会の議長はマネージャーがこれにあたる。
- (エ) 役員会は、次の事項について議決する。
- ① 総会に付議すべき事項
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③ その他総会の議決を要しないバンド運営の執行に関する事項
- (オ) 役員会は、役員総数の過半数以上の出席により成立する。
- ① 役員会の議決は、出席役員の半数以上の賛成で成立する。
 - ② 各役員の表決権は、平等なものとする。
 - ③ 出席できない場合は、委任状を提出することができる。

(慶弔規定)

第20条 本バンドのメンバーの慶弔にあたり、以下の項目により慶弔の意を表するものとする。

(ア) 慶事

- ① メンバーの結婚・出産・卒業の場合には、次の祝金を贈呈する。
 1. 婚儀に際しては、祝金として金一万円を贈る。
 2. メンバー又はメンバーの配偶者の出産に際しては、祝金として金一万円を贈る。
 3. メンバーの学校卒業に際しては、役員協議の上、金三千円又は相当する物品を贈る。

(イ) 弔事

- ① メンバー又はメンバーの父母・配偶者・子が死亡した場合には、次の香典を贈る。
 1. メンバーが死亡の場合、金一万円と花輪一對を贈る。
 2. メンバーの父母・配偶者・子が死亡した場合は、金一万円を贈る。
- ② 各種団体関係者が死亡した場合は、必要に応じ役員で協議の上、弔意を表する。

(ウ) その他

- ① メンバーが負傷・病気等により、20日以上入院の時は、金五千円の御見舞金を贈る。
-

- ② メンバーが火災・自然災害等を受けたとき、役員で協議の上、御見舞金を贈る。

(事務局)

第21条 本バンド事務局は、武豊町民会館内におくこととする。

附則

本規約は、2007年10月28日から施行するものとする。

本規約の変更は、2008年4月10日より施行するものとする。

本規約の変更は、2008年10月24日より施行するものとする。ただし、学生会費は平成20年11月度より施行とする。

本規約の変更は、2009年4月9日より施行するものとする。
